

1 訪問型サービス(独自) サービスコード表 (令和6年6月1日～)

訪問型独自サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型 サービス費 (独自)(11)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	日割の場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(12)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	日割の場合	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(13)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	日割の場合	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算11	高年齢者虐待 防止未実施 減算	週1回程度	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算12		週2回程度	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算13		週2回を超える程度	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一 の建物の利用 者等にサービ スを行う場合	事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算			
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算		200 単位 加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)訪問型独自サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位 加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)訪問型独自サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位 加算	200		
A2	6102	口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算	※1月に1回	50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等処遇改善 加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算		変更	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算		変更	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算		変更	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算		新設	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇 改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算		新設  (Ⅴ) (1)～(14) については R7.3.31 まで
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の76/1000 加算			

※令和6年4月から国が規定するサービス内容略称に変更

※「訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1～Ⅴ14」については、令和7年3月31日まで算定可能

※「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※訪問型独自サービス同一建物減算を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※「介護職員等処遇改善加算」の加算率を乗ずる所定単位数は、「訪問型独自サービス(基本報酬)」と該当する各種加算・減算の合計単位数

◎ 令和6年5月までのサービスコード表は「令和6年4月～令和6年5月のサービスコード表」をご覧ください。